

吹田市水道部公告第16号

市内漏水調査業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和5年4月7日

吹田市水道事業管理者 前田 聡

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名 市内漏水調査業務
- 2 業務場所 吹田市内全域
- 3 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- 4 業務概要
メーター、弁栓（止水栓、消火栓、空気弁、仕切弁）の音聴調査、配水管及び給水本管上の路面音聴調査、管路監視調査、水管橋点検
- 5 入札の保証
入札の保証は免除する。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する額以上を納付しなければならない。
- 6 契約の保証
落札者は、次の（1）～（4）に掲げるいずれかの方法により、契約金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。
 - （1）契約保証金の納付
 - （2）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - （3）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
 - （4）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出
- 7 保険の加入
第三者に対する損害賠償保険
（1事故対人1名につき3,000万円以上、かつ総額2億円以上）

8 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の入札参加有資格者名簿（設計監理・地質調査・測量等業務委託部門）に登載され、調査（漏水）を参加希望業種としている者であること。
- (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (5) 共同企業体による参加者でないこと。
- (6) 官公庁等（国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人をいう。）が発注した近畿地方（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、三重県、滋賀県、和歌山県の2府5県）における戸別音聴調査及び路面音聴調査を含む上水道管の漏水調査業務で、以下のア～ウのいずれかに当てはまる業務を元請として履行した実績を有する者であること。（完了・引渡しが平成25年度から入札参加資格確認申請日において完了していること。支店等で入札参加申請する場合は当該支店での実績に限る。）
 - ア 戸別音聴調査の対象戸数が2万戸以上の業務
 - イ 路面音聴調査の対象延長が100km以上の業務
 - ウ 契約金額（税込）が1千万円以上の業務
- (7) 次に掲げる従事者を配置できること。
 - ア 調査技師
漏水調査における実務経験を7年以上有する者1名、直接雇用し専任配置できること。
 - イ 調査助手
漏水調査における実務経験を3年以上有する者1名、直接雇用し専任配置できること。
 - ウ 調査助手
漏水調査における実務経験を3年以上有する者1名、直接雇用又は下請業者と直接雇用の者を専任配置できること。
 - エ 調査補助員
漏水調査における実務経験を1年以上有する者1名、直接雇用又は下請業者と直接雇用の者を専任配置できること。
- (8) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しない者であること。

9 入札参加資格確認申請手続

- (1) 本入札の参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、(2)に示す書類を(3)イの申請期間内にウの場所へ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書また、資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認めら

れた者は、本入札に参加することはできない。

(2) 入札参加資格確認申請に必要な書類

ア 入札参加資格確認申請書 (様式1)

イ 実績報告書(契約書・仕様書等の写しを添付すること。)(様式2)

ウ 8 入札参加資格の(7)アの要件を満たす技術者の実務経験等がわかる書類(様式3)及び当該技術者を直接雇用していることが確認可能な書類

(3) 申請書・仕様書等の取得方法及び受付場所

ア 申請書・仕様書等の取得方法

吹田市水道部のホームページ>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>水道部契約・入札情報>物品・修繕・委託業務等>2023 年度一般競争入札(物品・修繕・委託業務等)一覧(以下「ホームページ」という。)からダウンロードすること。

イ 入札参加申請期間

令和5年4月7日(金)から4月21日(金)午後5時まで(土・日曜日を除く)。なお、申請書の提出は持参、電子メール(送信後は電話により到着確認を行うこと)又は郵送(配達記録の残るものに限る。)で、上記期間内に必着のこと。

ウ 提出先

(郵送の場合)〒564-8551 吹田市水道部企画室経理グループ(住所の記載は不要)

(持参の場合)吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部 本館3階 企画室

(電子メールの場合) sui-keiyaku@city.suita.osaka.jp

(4) 入札参加資格の通知

入札参加資格の確認の結果は、令和5年4月27日(木)、各申請者へ電子メールにより通知する。なお、入札参加資格が無いと認めた者には、その理由を付して通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

イ 提出された申請書等は返却しない。

ウ 提出された申請書等は提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

エ 資料に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。

オ 期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格が無いと認めた者は、本入札に参加することができない。

10 現場説明会

現場説明会は開催しない。

11 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和5年4月7日(金)から4月14日(金)午後5時までとし、電子メールにより受け付ける。質疑があれば質疑書の様式(様式4)をホームページからダウンロードす

ること。受付メールアドレスは「24 問い合わせ先」のとおり。

(2) 回答期日

令和5年4月19日（水）までに質疑の回答をホームページに掲載する。なお、質疑がない場合もその旨、掲載する。

12 入札の日時及び入札場所

入札日時 令和5年5月11日（木） 午前11時

入札場所 吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部 本館4階 入札室

代理人をして入札に参加する場合の委任状（様式6）また、入札書（様式7）についてはホームページからダウンロードし使用すること。

13 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

なお、最低制限価格は設定しない。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

14 入札の辞退

入札参加資格確認申請書（様式1）を提出した後、入札を辞退する事情が生じた場合は、上記入札日時までに入札辞退届（様式5）を提出するものとする。入札辞退届の様式はホームページからダウンロードすること。

15 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

16 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに吹田市水道部入札心得書（以下「入札心得書」という。）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において8 入札参加資格に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

17 落札者の決定

(1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。

- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。
- (3) 書類審査その他により、故意に虚偽の申請をするなど不正な手段を用いて入札に参加したことが判明した場合には、本市指名停止措置要領に基づき指名停止を行うなど厳正に対処するので注意すること。
- (4) 入札参加者が2者に満たない場合も入札は成立するものとする。

18 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

19 落札決定の取消し

- (1) 吹田市水道部は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次のアからエまでのいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。
 - ア 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
 - イ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
 - ウ 入札心得書第11条第11号に該当する行為があったと認められるとき
 - エ 正当な理由がなく、入札心得書第14条に定める期間内に契約を締結しないとき
- (2) (1) のアからエまでの規定により落札決定を取り消したことについて、吹田市水道部は一切の責めを負わないものとする。

20 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

21 入札の中止又は延期

本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

22 契約予定日 令和5年5月18日(木)

23 その他

- (1) 入札参加者は、この公告のほか、吹田市水道部会計規程、吹田市財務規則、入札心得書及び仕様書等の内容を承認の上、入札を行うこと。
- (2) 本公告の内容について、変更の必要が生じた場合はホームページへ提示するので、入札参加者は適宜、確認のこと。

24 問い合わせ先

吹田市水道部企画室経理グループ(水道部本館3階)

住所 〒564-8551 吹田市南吹田3丁目3番60号

電話 (06)6384-1253(直通)

FAX (06) 6384-1902

メールアドレス sui-keiyaku@city.suita.osaka.jp